

夏の思い出に！ 移住体験ツアー

みのぶの魅力をご紹介！

8.23(土) 10:00~17:00
(集合10:00)

1



家族でBBQをしよう！

2



二拠点生活体験談を聴こう！

3



砂金を探ろう！

ツアーについて

集合場所：甲斐黄金村・湯之奥金山博物館（身延町上之平1787）

対象：身延町へ移住を考えている若者や子育て世代

定員：15人（最小催行人数：3人）

参加費：高校生以上2,000円

：高校生未満1,000円（未就学児無料）

服装：動きやすく汚れてもよい服



問い合わせ先

（公社）やまなし観光推進機構

TEL 055-231-2230 営業時間 8:30~17:15(平日のみ)

山梨県身延町 企画政策課

★1日の流れ★

10:00 → 10:30 → 12:30 → 14:00 → 16:00 → 17:00

集合

町内最大の公園
でフリータイム

バーベキュー

カフェ「森の中へ」
でティータイム

金山博物館で
砂金採り体験

解散



富士川クラフトパーク

東京ドーム約11個分の広さを誇る町内最大の公園です。

園内には広大な芝生広場をはじめ、大型遊具や巨大迷路、大噴水、BBQ場、カヌー場、切り絵専門の美術館、道の駅、レストランなどがあり、年齢を問わず1日中お楽しみいただけます。



カフェ 森の中へ

山梨県 南アルプスの最南端、富士見山という山の麓の小さな集落にひっそり佇む素敵なカフェ。

耳を澄ますと、自然が奏でる音が聞こえてくる癒しの空間です。

木と土に囲まれた空間で、曙大豆を使ったお料理やスイーツをお楽しみいただけます。



甲斐黄金村・湯之奥金山博物館

甲州金をシンボル展示とし、湯之奥金山遺跡から出土品や鉱山道具などの資料展示、映像シアター、ジオラマを通して、中世戦国期の山金山を紹介しています。

年間通じて楽しめる砂金採り体験室も併設された、学んで遊べる博物館。採れた砂金はお持ち帰りOKです。

ご旅行条件（要約） お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

- 募集型企画旅行取引条件説明書（要約）
この旅行は（公社）やまなし観光推進機構（山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書（全文）、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面によります。
- お申し込み
（1）お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。（二つが揃った時点で正式なお申込みとなります。）※申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
- （2）電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- （3）a.旅行開始日に65歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。
- 旅行代金
（4）旅行開始日に満6才以上12才未満の方はこども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事、寝具等必要な場合はこども代金を適用します。
- 旅行契約内容・代金の変更
（5）当機構は天災地変、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
- 取消料がかかる場合（お客様による旅行契約の解除）
（6）お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

- 取消料がかからない場合（お客様による旅行契約の解除）
（7）①旅行契約の内容の10項に例示されているような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当機構が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どりの実施が不可能となったとき。
- 当機構による旅行契約の解除
（8）次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。・申し込み条件の不適合。・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
- 特別補償
（9）当機構はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。
- 個人情報の取り扱いについて
（10）当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- （11）当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれらを利用させていただくことがあります。
- 募集型企画旅行契約約款について
（12）この条件に定める無い事項は当機構旅行業約款によります。当機構旅行業約款をご希望の方は、当機構にご請求ください。

解除の時期	取消料の内容
旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%



公益社団法人
やまなし観光推進機構



旅行企画・実施

富士の国やまなし旅センター

登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号

住 所 〒400-0031 甲府市丸の内1-8-11 OBIビル3階

電話番号 055-231-2230

F A X 055-221-3040

E-mail y-tabi@yamakan-sk.jp

総合旅行業務取扱管理者 清水 正則

担当 秦 誠一

国内旅行傷害保険加入のおすすめ

より安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で国内旅行傷害保険をかけられることをおすすめいたします。

お客様の旅行を取扱う営業所での説明にご不明な点がございましたら
ご遠慮なく上記総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。